附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

（住民基本台帳カードに関する経過措置）

第二条　第一条による改正後の貸金業法施行規則第四条第二項の規定の適用については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下この条において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された住民基本台帳カード（同条第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。以下この条において同じ。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四条第九項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項の規定により個人番号カード（同法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下この条において同じ。）の交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、個人番号カードとみなす。

○内閣府令第八十一号

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）を実施するため、消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令

消費者庁組織規則（平成二十一年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「三人」を「二人」に改める。

附　則

この府令は、平成二十八年一月一日から施行する。

府令・省令

○内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部の施行に伴い、並びに犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）第十二条第一項及び第二項の規定に基づき、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、令第一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一号中「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

（住民基本台帳カードに関する経過措置）

第二条　この命令による改正後の犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則第十八条の規定の適用については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下この条において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された住民基本台帳カード（同条第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。以下この条において同じ。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項の規定により個人番号カード（同法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下この条において同じ。）の交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、個人番号カードとみなす。

○内閣府令第四号

○国土交通省令第四号

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第八十七号）の施行に伴い、国土交通省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　裕

国土交通省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令

国土交通省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成二十五年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

「第二十四条に」を「第八条の二第一項に」に、「同令第二十四条」を「同令第二十四条において準用する同令第八条の二第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

附　則

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。

省令

○厚生労働省令第百七十五号

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号）及び職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第四百二十四号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久